

1 令和5年度の選考基準

	項目	配点	説明	採点目安
第1基準	成績要件	30点	5段階評定の平均値により配点 支給要件4.3以上	評定平均5.0：30点, ～評定平均4.3：25.8点
	家庭状況	20点	世帯状況に応じて配点	ひとり親：5点, 18歳未満扶養人数：3点/人
第2基準	道市民税所得割額	60点	支給要件257,500円未満 までを 40区分として配点	最大60点～最小1.5点
	性行	60点	委員による書類審査	

2 選考委員会より

【令和5年度第4回奨学生等選考委員会資料より（抜粋）】
～問題提起事項～

- ① 申請要件の見直しは必要か（成績要件4.3以上等）。
- ② 選考要件及び配点割合等の見直しは必要か。
- ③ 多子世帯に対する選考要件及び配点割合等を見直す必要があるか。

選考基準及び配点割合については、今回の結果を踏まえ事務局でいくつかの
パターンを作成してもらってから、基準や配点について検討する。
（次回選考委員会で給付型奨学金の選考基準の検討を行う）

3 見直しの方向性

①申請要件について

- ・ 基準を緩和すると成績優秀者への支援が手薄に
 - ・ 基準を厳しくすると申請できなくなる学生が増えることへの反響が大きくなる
- よって、成績要件は現状維持が望ましいと考える。

②選考要件及び配点割合等の見直しについて

- ・ 家庭状況の影響が大きい結果となった。
- この影響を緩和するパターンをいくつか示し、委員会の意見を踏まえて決定していきたい。

③国の制度拡充への対応について

- ・ 国の多子世帯に対する授業料等減免の支援額が大きいことから、同様の世帯への支援が重層的になることによる不公平感が懸念される。
 - ・ 特に、大学生等を複数扶養する家庭であって、国の制度の対象とならない場合の負担も相当なものがある。
- 本市が目指す給付型奨学金制度は、このような環境の学生や、その他に支援が得られていない家庭に対しても広く支援が行き届くような配慮も必要と考える。

【選考基準の見直し案について】
国の制度との整合を図るため、**本人含めて、大学生等で同一生計維持者に扶養されている者全て**を計上し、加点対象（ひとり3点）
【扶養人数の調整】
国等の制度の対象とならない家庭にも支援が行き届くために
・ 翌年度に**国の多子世帯授業料等免除の対象**となる者～1人分減
（申請時点で高校3年生から大学卒業1年前の学生が対象）
・ **旭川市給付型奨学金（大学等）を受給中**の者～1人分減

扶養家族構成	R5基準	見直し案	説明
本人	① 本人	① 本人	本人が加点対象
本人，高1	① 本人， 高1	② 本人，高1	本人が加点対象
本人，大2	① 本人，大2	② 本人，大2	本人と兄弟も加点対象
本人，高1，中1	② 本人， 高1，中1	② 本人， 高1，中1	本人は国の多子免除対象のため対象外
本人，大2，高1	① 本人，大2， 高1	① 本人，大2， 高1	本人と兄弟は国の多子免除対象のため対象外

○内の数は、採点対象（**太字下線**）の扶養人数

